

白岡市B&G海洋センター指定管理者募集要項

白岡市B&G海洋センター（以下「センター」という。）は、市民の生涯スポーツ振興と海洋性スポーツ・レクリエーションを通して、市民の福祉の増進及び青少年の健全育成を図ることを目的とした施設です。

現在、センターでは多様化する住民ニーズに対し、民間の多様な活力や柔軟な発想を生かし、より効果的、効率的な運営により、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に指定管理者制度を導入しております。

については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び白岡市B&G海洋センター条例（平成10年白岡市条例第21号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、センターの指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名 称 白岡市B&G海洋センター

(2) 位 置 埼玉県白岡市千駄野371番地3

(3) 建物概要

ア 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て

イ 延床面積 2,280.89㎡

ウ 建築時期 平成11年2月

エ 施設内容

①プール室 25mプール、幼児プール、ウォータースライダー、スライダープール、ジャグジー、採暖室、男子更衣室、女子更衣室、身障者更衣室、用具庫

②その他 管理室・監視員室、エントランスホール、男子便所、女子便所、休憩室、倉庫、ロッカー室（男・女）、機械室等

2 管理の基準

指定管理者は次に掲げる基準により適正な管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令、条例等の規定を遵守すること。
- (2) 公の施設であることを常に念頭に置き、施設の利用について公平性を確保すること。
- (3) 施設、設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の縮減に努めること。
- (5) 業務に関し取得した利用者等の個人情報には、適切に取り扱うこと。
- (6) 利用者の意見を把握し、サービスの向上に努めること。
- (7) 衛生及び安全等の管理基準を遵守し、衛生、安全管理に努めること。
- (8) 利用料金

ア センターの有効な活用及び適正な運営等の観点から、法第244条の2第8項の規定により、使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入とする。

イ 利用料金については、条例第14条に定める使用料を限度として、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることができる。

- ウ 教育委員会が減免規定及び運用基準に基づき、使用料を減免している場合は、指定管理者においても、この規定等を遵守するものとする。
- (9) 省エネルギーに努め、廃棄物の発生を抑制するなど環境に配慮した管理を行うこと。
- (10) 業務の一括委託の禁止
指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。ただし、清掃や警備といった個々の具体的業務を委託することは差し支えない。
- (11) その他
その他管理の基準に関する事項は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定において定めるものとする。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設等の管理に関する業務
- ア 施設等の維持管理に関する業務
 - イ 施設等の清掃、除草、植栽及び樹木等の管理に関する業務
 - ウ 設備等の保守点検に関する業務
 - エ 設備等の運転及び操作に関する業務
 - オ 施設に付属する臨時駐車場等の管理に関する業務
 - カ その他、管理に関する必要な業務
- (2) 施設等の運営に関する業務
- ア 施設の利用許可等に関する業務
 - イ 利用料金の収受に関する業務
 - ウ 施設の利用促進に関する業務
 - エ 企画及び広報に関する業務
 - オ その他運営に関し必要な業務
 - ・ プールの利用指導及び安全指導に関する業務
 - ・ 防災、事故等に関する業務
 - ・ 施設の利用に係る相談等に関する業務
 - ・ 水泳教室等の業務
 - ・ B&G財団に関する業務
 - ・ 事業計画、収支予算、事業報告等の作成業務
 - ・ 市等関係機関との連絡調整
 - ・ 指定期間終了時の引継業務

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

この期間は、議会の議決を経て確定します。また、管理を継続することが適当でない認められる場合は、指定を取り消す場合があります。

5 応募資格

- (1) 法第244条の2第3項の規定による法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、法人格の有無は問わないが、個人での応募は不可とする。
- (2) 埼玉県内に事業所及び営業所などを置いている法人等であること。
- (3) 温水プール等に関する管理運営等の業務実績を有する法人等であること。
- (4) 業務を円滑に遂行できるノウハウを有し、安定的かつ健全な財政能力を有する法人等であること。
- (5) 法人等又はその役員等が次に掲げる事項に該当する場合は、応募できません。
 - ア 法第244条の2第11項の規定により、法人等の責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消された日から2年を経過していない者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、当市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者
 - エ 租税公課を滞納している者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
 - カ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
 - キ 成年被後見人又は被保佐人
 - ク 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終了していない者
- (6) 複数の法人等がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は代表の法人等を定めること。この場合、代表の法人等は、グループにおける責任割合が最大であること。
- (7) 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員になること及びグループ応募の構成員である法人等が他のグループ応募の構成員となることはできない。
- (8) 令和5年10月から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の交付が想定されるため、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応を行うこと。

6 申請の際に提出すべき書類

提出書類	正本	副本	様式
(1) 指定管理者の指定申請関係書類			
①指定管理者指定申請書	○		様式1
②誓約書	○		様式2
③法人の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（申請日前3か月以内に取得したもの）	○		任意様式・各種証明書
④法人等の過去3か年の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計画書、貸借対照表、財産の目録又はこれらに準ずる書類	○	○	任意様式
⑤法人等の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類（直近1年分）	○	○	任意様式
⑥法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程、その他法人等の諸規程類）	○	○	任意様式
⑦当該法人等概要を記載した書類	○	○	様式3
⑧法人等役員名簿	○	○	様式4
⑨前年の納税証明書（法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類	○		各種証明書
(2) 施設管理運営に関する書類			
①センターの管理業務に関する事業計画書	○	○	様式5
②自主事業計画書	○	○	様式6
③収支予算書（総括表）	○	○	様式7
④収支予算書（年度別）	○	○	様式8

*必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部を提出してください。ただし、(1) ①指定管理者指定申請書（様式1）、②誓約書（様式2）、③定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、⑨前年の納税証明書は、正本1部のみで結構です。

7 申請書等提出方法

- (1) 提出先 白岡市教育委員会教育部生涯学習課（月曜日休館）
- (2) 提出期間 令和5年9月1日（金）から9月29日（金）まで
（午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出方法 申請書は、持参してください。

* 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けません。

8 申請に際しての留意事項

- (1) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 申請書類は、理由のいかんにかかわらず返還しません。
- (3) 申請書類は、指定管理候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (4) 申請書類は、必要に応じ複写します。（選定委員会での検討に限り使用します。）
- (5) 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。ただし、非公開とすべき個人情報等を除きます。
- (6) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。市は、指定管理者の決定の公表上必要な場合は、申請書類内容が無償で使用できるものとしします。
- (7) 受付期間終了後における申請書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- (8) 事業計画書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出してください。
- (9) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格とします。
- (10) 応募1法人等又は1グループにつき、申請は1件とします。
- (11) グループ応募の場合には、共同事業体協定書兼委任状（様式9）及び共同事業体内業務分担表（様式10）を添付し、構成員ごとに「6 申請の際に提出すべき書類」の②～⑨の書類を作成してください。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり白岡市教育委員会教育部生涯学習課にて受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年9月1日（金）午前9時から
令和5年9月15日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式12）に記入の上、FAX又はE-mailで提出してください。回答はFAX又はE-mailで行います。
FAX 0480-91-3626
E-mail syougaiyakusyuu@city.shiraoka.lg.jp

10 説明会の開催

募集要項に関する説明及び現場の状況等についての説明会を、次のとおり開催します。応募を予定している法人等については、あらかじめ申し込みの上、できる限り参加してください。

- (1) 開催日時 令和5年9月12日（火）午前10時から
- (2) 開催場所 白岡市B&G海洋センター
- (3) 申込方法 説明会参加申込書（様式13）に記入の上、令和5年9月8日（金）午後5時までにFAX又はE-mailで申し込みください（1法人等2名まで）。

11 選定方法

指定管理者の候補者は、条例第20条の指定基準により選定します。

申請者から提出された事業計画書等は、選定基準に基づき、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定

します。

(1) 審査

ア 1次審査

申請書類による応募資格や事業計画等について、書類審査を行います。

イ 2次審査

申請書類の内容について聴き取りを行います。

選考委員に対し、応募書類に基づいたプレゼンテーションと質疑応答をしていただきます。

開催日時 令和5年10月中旬予定

(2) 選定基準（条例第20条）及び配点

指定管理者を選定する際の選定基準及び配点は次のとおりです。（満点150点）

なお、指定管理者の選定基準は、5名の選定委員の平均点が105点以上であることを基準とし、それを下回る場合は、失格とします。

ア センターの管理を適正に実施できる見込みがあること。（45点）

- (ア) 施設の設置目的を理解し、管理運営方針は適切か。
- (イ) 維持管理は効果的かつ効率的に計画されているか。
- (ウ) 施設管理は適切か。
- (エ) 外部委託は適切か。
- (オ) 環境を配慮した施設管理は適切か（省エネルギー等）。
- (カ) 関係法令、条例、規則等の遵守は適切か。
- (キ) 利用者の安全確保が適切に図られる計画となっているか。
- (ク) 危機管理対策は適切か。
- (ケ) 自然災害、突発的な事故等に対する管理対策は適切か。

イ センターの利用者の平等な利用が確保されること。（10点）

- (ア) 住民の平等な利用が図られる内容になっているか。
- (イ) トラブルや苦情処理の対応は適切か。

ウ センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。（60点）

- (ア) 利用時間・休館日は適切か。
- (イ) 利用料金及び利用料金の減免は適切か。
- (ウ) 広報計画の内容は適切か。
- (エ) 利用拡大の取り組みは適切か。
- (オ) サービスの向上のための取り組み内容は適切か。
- (カ) 自主事業の提案は、住民サービスの向上を図るものか。
- (キ) 適正な経費縮減により、市負担額の縮減となっているか。
- (ク) 施設を効果的に活用して収入増を図り、管理経費全体の節減を図る計画となっているか。
- (ケ) 収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性は図られているか。

エ センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。（25点）

- (ア) 職員体制は十分か。
- (イ) 職員採用、確保の方策は適切か。
- (ウ) 職員の指導育成、研修体制は十分か。
- (エ) 法人等の財務状況は健全か。

- (オ) 実績からして、良好に管理運営できる可能性はどうか。
- オ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。(10点)
- (ア) 個人情報保護のための適切な措置がとられているか。
- (イ) 情報公開の対応は適切か。
- カ その他、施設の管理運営がセンターの性質又は目的に合致していること。

12 指定等のスケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 指定管理者の募集期間 | 令和5年9月1日(金)～9月29日(金) |
| (2) 施設説明会 | 令和5年9月12日(火) |
| (3) 質問事項等の受付期間 | 令和5年9月1日(金)～9月15日(金) |
| (4) 申請書提出期間 | 令和5年9月1日(金)～9月29日(金) |
| (5) 1次審査(書類審査) | 令和5年10月上旬 |
| (6) 2次審査(ヒアリング) | 令和5年10月中旬 |
| (7) 指定管理者候補者の決定 | 令和5年10月下旬 |
| (8) 議会の議決 | 令和5年12月中旬 |
| (9) 指定管理者指定の告示 | 議会の議決後 |
| (10) 協定の締結、平行運営及び業務引継 | 令和6年1月～3月 |
| (11) 指定管理業務の開始 | 令和6年4月1日(月) |

13 経費に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理業務に要する経費については、応募時に提案された指定管理者の収支予算書に基づき協議の上算定した額を、予算の範囲内において指定管理料として支払うものとします。

なお、指定管理料は応募時に提案された指定管理者の収支予算書の金額を上限とします。

指定管理料の支払いは、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに行い、支払時期や方法は協定にて定めます。

(2) 管理口座

指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等自体の口座とは別の口座で管理してください。

14 市と指定管理者のリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、次の表のとおりとします。ただし、この表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上、協定書においてリスク分担を決定します。

項 目		負担者	
		市	指定管理者
備 品	修 繕	◎	○
	更 新	◎	○
	新規購入	○	◎
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（100万円未満のもの）		◎
	経年劣化によるもの（その他）	◎	
	第三者行為から生じたもので相手方が特定できないもの（100万円未満のもの）		◎
	第三者行為から生じたもので相手方が特定できないもの（その他）	◎	
物価・金利変動	物価若しくは金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少	○	◎
公共インフラ料金の変動	公共インフラ料金（灯油・水道）について、基本協定締結時に予想することのできなかった継続的かつ大幅な減収	協議事項	
法令等の変更による対応		協議事項	
事故・災害等による施設等の修繕		協議事項	
施設利用者の被災に対する責任		協議事項	
セキュリティ（警備不備による犯罪の発生等）			◎
包括的な管理責任			◎
施設の火災保険加入		◎	
利用者に係る保険の加入		○	◎
債務不履行	市の協定内容の不履行	◎	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		◎

運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		◎
	施設・設備の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
事業終了時の費用（指定管理業務期間が満了した場合等における事業者の撤収費用）			◎

※ ◎：主たる責任 ○：事案によって責任を負うもの

※ 指定管理者の故意、過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる毀損、滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕等を行う。

※ 備品の更新及び新規購入については、市と指定管理者が協議して決定する。

15 留意事項

- (1) 指定管理者の候補者が議会の議決を得て、指定管理者として指定された後に、応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと思われる場合、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

この場合において、センターに係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- (2) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合には、教育委員会は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、指定管理者の指定を取り消すことができます。

- (4) 指定管理者が教育委員会の指示に従わない場合又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (5) (3)又は(4)により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。
- (6) 指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、教育委員会と指定管理者は指定管理業務の可否について協議することとします。
- (7) 白岡市B&G海洋センターは令和5年度から令和6年度にかけて大規模改修を予定しているため、一定期間施設の使用を中止することとなります。使用料収入の減少等の影響については、年度協定等で協議に応じるため、今回の公募において見込む必要はありません。

16 協定の締結

指定管理者の指定の後に、市と指定管理者は管理業務等に関し、白岡市B&G海洋センター条例及び白岡市B&G海洋センター管理規則に基づき、指定期間中の管理業務に係る協定を締結します。

なお、協定は、指定期間を通じて基本的な事項を定める「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結するものとします。

- (1) 協定に盛り込む事項
 - ア 管理業務の実施内容に関する事項
 - イ 施設の利用料金の取扱いに関する事項
 - ウ 市が指定管理者に支払うべき費用に関する事項
 - エ 個人情報の保護に関する事項
 - オ 情報公開に関する事項
 - カ 事業計画及び事業報告に関する事項

- キ 指定の取り消し及び業務の停止に関する事項
- ク 指定の取り消し及び指定期間の満了により、指定管理者が変更になった場合の引継等に関する事項
- ケ リスク分担及び損害賠償に関する事項
- コ 指定管理者の分割、合併及び譲渡に関する事項
- サ その他特に必要な事項
- シ 指定管理者がグループ応募の場合
 - ・ 構成員による権利義務の譲渡等の制限に関する事項
 - ・ 代表法人等に係る倒産の場合など、指定管理者の指定の取り消しに関する事項
 - ・ 代表法人等、構成法人等の変更の禁止に関する事項
 - ・ 代表法人等の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
 - ・ 構成員の脱退に対する措置に関する事項

(2) 協定締結の協議

協定の締結に際し、必要となる事項については、市と指定管理者が協議の上定めます。

(3) 協定が締結できない場合の措置

指定管理者が次に掲げる事項に該当する場合は、市はその指定を取り消し、又協定は締結しません。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合。

イ 経営状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められる場合。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合。

(4) 準備行為及び業務引継

施設の管理運営を円滑に移行するために、協定締結後から令和6年3月までを並行運営期間とし、令和6年4月1日から管理業務が行えるよう、事務や事業の準備行為及び業務引継ぎを順次行うものとします。

なお、準備行為及び業務引継に係る費用については、すべて指定管理者の負担となります。

17 指定期間満了・取消しによる引継ぎ

指定期間満了により指定管理者が変更となる場合には、次期指定者間で引継ぎを行います。

施設・設備については原状回復を原則としますが、市と指定管理者の協議により、現状をもって明け渡すことを可能とします。

18 添付資料

- (1) 施設利用案内
- (2) 年間利用者数一覧（過去3年間）
- (3) 維持管理経費明細及び収入状況（過去3年間）

19 問い合わせ先

- (1) 住所 〒349-0296 白岡市千駄野432番地
- (2) 担当課 白岡市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興担当
- (3) TEL 0480-92-1111（内線527）

- (4) FAX 0480-91-3626
- (5) E-mail syougaigakusyuu@city.shiraoka.lg.jp